

しんきん保証基金保証「生活資金支援ローン」(1/2)

令和3年10月1日現在

1. 商 品 名	しんきん保証基金保証付「生活資金支援ローン」
2. お取扱期間	令和2年7月1日(水)から令和4年3月31日(木)申込受付分
3. ご利用 いただける方	以下の条件をすべて満たす個人の方 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方 ・当金庫の営業地域にお住まい、またはご勤務(営業)の方 ・満20歳以上で、安定した収入のある方(勤務先が休業中の場合、休業後の復職) ・保証会社の保証を受けられる方
4. お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等によって申込人が必要とする生活資金 ※事業性資金、株式取得資金、投機的資金、税金支払資金、転貸資金は不可
5. ご融資限度額	50万円以内(1万円単位)
6. ご利用期間	3ヵ月以上10年以内(1ヵ月単位)
7. ご融資利率	変動金利 年3.95% ※毎年4月1日および10月1日の当金庫新長期プライムレートを基準とし、年2回見直しします
8. お持ち頂く書類	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認資料 ・運転免許証等 ※健康保険証での確認の場合は、健康保険証+住民票または、現住所記載の公共料金または税・社会保険の領収書(ご本人様名義に限り)が必要となります。
9. ご返済方法	毎月元金均等、または元利均等返済 <ul style="list-style-type: none"> ・ボーナス時増額返済のお取扱も可能です(6ヵ月毎、ご融資金の50%以内) ・約定返済日は、毎月6日・16日・26日に限らせていただきます
10. 元金据置	最長1年間の元金返済据置可
11. 利用回数	1顧客1回限り
12. 保証会社	一般社団法人しんきん保証基金
13. 保証人	原則必要ありません ※保証会社が必要と認めた場合は、保証人が必要となる場合もあります
14. 担保	必要ありません
15. 手数料・保証料	(1) 手数料は当金庫所定 (2) 保証料は必要ありません(金利に含まれております)

しんきん保証基金保証「生活資金支援ローン」(2/2)

16. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談室（8時30分～17時、電話：022-222-8076）にお申し出ください。</p> <p>(2) 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1) お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、(2) 当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
17. そ の 他	※その他、詳しくは窓口までお問い合わせください